

## 自動車損害賠償保障法及び関係政省令の改正等に伴う事務の実施細目について

(平成14年3月11日国自保第2358号 国土交通省自動車交通局保障課長から、社団法人日本損害保険協会会長、自動車損害保険料率算定会理事長、他等)

平成13年6月に政府再保険の肺枝及び被害者保護の充実を内容とする自動車損害賠償保障法が改正され、また同年12月に関係政省令が制定・改正され、それぞれが平成14年4月1日より実施されることになったが、これらの改正等に伴う事務の実施については、次の実施細目の通り取り扱うこととし、平成14年4月1日から実施することとしたので、傘下会員、傘下組合等に周知願います。

### 三 情報提供

(四) (二) 又は (三) による交付又は説明等を行った後詳細な説明を求められた時

#### ①非一括払の場合

- (i) 損害の細目及びその積算根拠については、詳細を記載した書面を交付すること。この場合、方第15条の規定に基づく被保険者からの請求又は方第16条に規定に基づく被害者からの請求が競合している事案については、それぞれが請求者に支払われた額の詳細について記載する必要はなく、説明を求められた者に支払われたものについて詳細を記載することとし、他の者に支払われたものについては、その額のみを記載すること。ただし、自賠責保険支払基準を超える事案については、当該限度額を超えている旨をもって足りることとする。
- (ii) 後遺障害等級の判断理由については、「後遺障害等級認定票」、「後遺障害事案整理票」、「面接調査票」等を交付すること。
- (iii) 減額を行った場合の減額割合の判断理由の詳細及び損害賠償責任が発生していないと判断した場合の判断理由の詳細については、「事故発生状況図」、減額適用上の過失割合、減額理由等を説明した書面を交付すること。
- (iv) 事故により損害が発生していないと判断した場合の判断理由については、「因果関係事案整理票」等を交付すること。
- (v) 保険会社等がてん補の責を免れる場合の判断理由の詳細については、事案に応じて具体的に説明した書面を交付すること。  
なお、(i) から (v) に掲げる書面を既に発行している場合には、その旨を説明することとする。